（適用除外）

第六条　（略）

２　森林所有者は、その森林につき法第十条の四の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

３　（略）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第七条　法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書を市町村の長に提出してしなければならない。

２・３　（略）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第八条　法第十条の八第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　集材の方法

四　伐採又は伐採後の造林を委託する場合にあつては、その委託先

五・六　（略）

七　伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法

八　（略）

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第九条　（略）

（削る。）

２　前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

（果実の採取その他の用途に供される森林の指定）

第十二条　法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）

第十四条の二　法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わつた日及び伐採後の造林の終わつた日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わつた日及び当該伐採後の造林の終わつた日における森林の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

（緊急伐採の届出）

第十五条　（略）

（削る。）

（公告の申請）

第二十九条の二　法第十条の十二の二第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（適用除外）

第六条　（略）

２　森林所有者は、その森林につき法第十条の四の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（二通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

３　（略）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第七条　法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書（一通）を市町村の長に提出してしなければならない。

２・３　（略）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第八条　法第十条の八第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三・四　（略）

（新設）

五　（略）

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第九条　（略）

２　前項の届出書の提出部数は、一通とする。

３　第一項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

（果実の採取その他の用途に供される森林の指定）

第十二条　法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書（一通）に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）

第十四条の二　法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採後の造林の終わつた日（当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、当該伐採の終わつた日。以下この条において同じ。）から三十日以内に当該伐採後の造林の終わつた日における森林の状況を記載した報告書（一通）を提出してしなければならない。

（緊急伐採の届出）

第十五条　（略）

２　前項の届出書の提出部数は、一通とする。

（公告の申請）

第二十九条の二　法第十条の十二の二第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（一通）を提出してしなければならない。

一・二　（略）

２　（略）